

第2節 事業活動における環境への配慮

第1 規制的手法の活用

①規制の措置

■公害防止など環境保全関係法令に基づく規制・指導

環境基本条例の理念のもとに、公害の防止に関する規制の措置、生活環境の保全に関して推進する施策などを定めた生活環境保全条例及び同条例に規定する届出施設や規制基準等の事項を定める施行規則に基づき工場・事業場に対する規制・指導を行うことにより、人の健康の保護と生活環境の保全を図った。

また、同条例に基づく事務委任に伴う経費として、平成8年度には府下44市町村に対し、総額1億59万4千円を交付するとともに、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき下水道事業や一般廃棄物処理施設等の整備事業を行う市町に対して、29億6,000万円を貸し付けた。

「大阪府文化財保護条例」に基づき指定された史跡、名勝等を保護するため、整備、保存修理等への助成を行った。また、開発地における文化財を保護するため、その保存等の指導を行った。

第2 環境影響評価の推進

①環境影響評価の推進

■環境影響評価要綱の運用

「興亜石油(株)大阪製油所高度化計画」、「舞洲ヘリポート（仮称）建設事業」、「竜華水環境保全センター」、「ごみ焼却場舞洲工場」、「下水道舞洲スラッジセンター」について、「大阪府環境影響評価要綱」（昭和59年2月制定）に基づき、事業者が実施する環境影響評価について検討し、豊かな環境の保全と創造を図る見地から環境保全上の意見を述べた。

■環境影響評価制度の充実

環境影響評価制度について、公害対策審議会の答申（平成5年12月）に基づき、国の法制化の動向を踏まえ手続面・制度面からの検討を進めた。

②環境監視の実施

■関西国際空港環境監視機構の運営

関西国際空港、りんくうタウン整備事業及び関西国際空港関連道路等について、地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、環境面、社会・経済面の監視を行った。この結果を、環境編、物価編及び地価編に分けてとりまとめ、府及び泉州9市4町の計17か所において公開した。

■大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会の運営

泉大津沖処分場の埋め立て及び積出基地の供用によって地域住民の生活環境に支障が生じないよう、「大阪湾広域臨海環境整備センター」が実施する環境監視及び環境保全対策に関して指導等を行うとともに大阪湾圏域広域臨海整備事業に係る環境監視結果について報告書をとりまとめ公表した。

第3 自主的な環境管理の促進

①自主的な環境管理の促進

■環境総括責任者の設置促進

環境基本条例に規定する環境総括責任者の設置状況を把握するため、（社）大阪建設業協会と連携して会員に対し、設置状況調査を実施するなど、環境総括責任者の設置促進に努めた。

■自主的な環境管理・監査に向けての啓発、情報の提供

企業向け啓発冊子「環境にやさしい企業市民に向けて～環境総括責任者のしおり～」等を配布し、環境管理・監査の普及に向けて、啓発や情報の提供を行った。また、国際標準化機構（ISO）等の環境マネジメントシステム・環境監査等の規格化についての情報収集を行った。

第4 経済的手法による環境負荷の低減

①経済的負担

■経済的負担に関する調査検討

製品・サービスの価格に環境保全のためのコストを適切に反映させることにより環境負荷の軽減を図る経済的誘導方策について資料の収集を行った。

②経済的助成

■産業立地適正化の融資制度

住工混在の解消を図るため、製造業等を営む中小企業者が行う工業専用地域または工業地域への工場等の移転や工業適地への工場等の立地または移転に必要な資金を融資する産業立地促進融資制度を運営した。

■中小企業に対する公害防止資金の融資制度

大阪府中小企業公害防止資金特別融資制度を設け、公害防止資金の融資及び利子補給により、公害防止施設の設置・改善、工場移転等の公害防止対策を促進した。

平成8年度の融資実績は、融資件数9件、融資金額1億5,520万円であった。

■中小企業に対する低公害車購入資金特別融資制度

より低公害な車種への代替と低公害車の普及を促進するため、府下の中小企業者を対象に、購入に必要な資金の融資と利子補給を、37件（41台）に対し行った。

■低公害車普及促進の優遇税制

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車等の低公害車について、「大阪府税条例」において自動車取得税の税率の優遇を図り、低公害車の普及を促進した。

■脱フロン対応設備導入資金融資制度

中小企業者の脱フロン関連機器導入について産業活性化資金融資を運営した。